航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改　正　後 | 改　正　前 |
| --- | --- |
| 附属書第２（第14条関係） | 附属書第２（第14条関係） |
| 航空機の騒音の基準 | 航空機の騒音の基準 |
| 第５章　国際民間航空条約の附属書16第１巻第８章が適用される航空機 | 第５章　国際民間航空条約の附属書16第１巻第８章が適用される航空機 |
| ５－１　回転翼航空機（農業用、消防用及び機外荷物運搬用の回転翼航空機並びに第７章の２の騒音の基準を適用する回転翼航空機を除く。）であつて、次に掲げる回転翼航空機の騒音の基準は、当該回転翼航空機の最大離陸重量に応じ次の表（最大離陸重量が3,175kg以下の回転翼航空機にあつては、次の表又は７－１の表）に定めるとおりとする。 | ５－１　回転翼航空機（農業用、消防用及び機外荷物運搬用の回転翼航空機を除く。）であつて、次に掲げる回転翼航空機の騒音の基準は、当該回転翼航空機の最大離陸重量に応じ次の表（最大離陸重量が3,175kg以下の回転翼航空機にあつては、次の表又は７－１の表）に定めるとおりとする。 |
| ａ・ｂ　（略） | ａ・ｂ　（略） |
| （表　略） | （表　略） |
| ５－２　（略） | ５－２　（略） |
| ５－３　回転翼航空機（農業用、消防用及び機外荷物運搬用の回転翼航空機並びに第７章の２の騒音の基準を適用する回転翼航空機を除く。）であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が2002年３月21日以後になされた回転翼航空機の騒音の基準は、当該回転翼航空機の最大離陸重量に応じ次の表（最大離陸重量が3,175kg以下の回転翼航空機にあつては、次の表又は７－２の表）に定めるとおりとする。 | ５－３　回転翼航空機（農業用、消防用及び機外荷物運搬用の回転翼航空機を除く。）であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が2002年３月21日以後になされた回転翼航空機の騒音の基準は、当該回転翼航空機の最大離陸重量に応じ次の表（最大離陸重量が3,175kg以下の回転翼航空機にあつては、次の表又は７－２の表）に定めるとおりとする。 |
| （表　略） | （表　略） |
| ５－４　（略） | ５－４　（略） |
| 第７章　国際民間航空条約の附属書16第１巻第11章が適用される航空機 | 第７章　国際民間航空条約の附属書16第１巻第11章が適用される航空機 |
| ７－１　最大離陸重量が3,175kg以下の回転翼航空機（農業用、消防用及び機外荷物運搬用の回転翼航空機並びに第５章及び第７章の２の騒音の基準を適用する回転翼航空機を除く。）であつて、次に掲げる回転翼航空機の騒音の基準は、当該回転翼航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。 | ７－１　最大離陸重量が3,175kg以下の回転翼航空機（農業用、消防用及び機外荷物運搬用回転翼航空機並びに第５章の騒音の基準を適用する回転翼航空機を除く。）であつて、次に掲げる回転翼航空機の騒音の基準は、当該回転翼航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。 |
| ａ・ｂ　（略） | ａ・ｂ　（略） |
| （表　略） | （表　略） |
| ７－２　最大離陸重量が3,175kg以下の回転翼航空機（農業用、消防用及び機外荷物運搬用の回転翼航空機並びに第５章及び第７章の２の騒音の基準を適用する回転翼航空機を除く。）であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が2002年３月21日以後になされたものの騒音の基準は、当該回転翼航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。 | ７－２　最大離陸重量が3,175kg以下の回転翼航空機（農業用、消防用及び機外荷物運搬用回転翼航空機並びに第５章の騒音の基準を適用する回転翼航空機を除く。）であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が2002年３月21日以後になされたものの騒音の基準は、当該回転翼航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。 |
| （表　略） | （表　略） |
| 第７章の２　国際民間航空条約の附属書16第１巻第13章が適用される航空機 | （新設） |
| ７の２－１　回転翼の軸の機軸に対する角度を変更することができる回転翼航空機であつて、その型式の設計について最初の型式証明等の申請の受理等が2018年１月１日以後になされたものの騒音の基準は、当該回転翼航空機の最大離陸重量に応じ次の表に定めるとおりとする。 | （新設） |